『2012 年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』 お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年6月4日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
81	下から9行目	禁止する規定を廃止する点に	禁止する規定を廃止する点に	2013/06/02
		る。	あ る。	
134	<募集株式の	株主総会の特別決議(199Ⅱ,	株主総会の特別決議 (199ⅢⅡ,	2013/06/02
	発行等に必要	201 I , 309 II (5)	201 I , 309 II ⑤)	
	な手続き>の			
	図表,第三者			
	割当て・有利			
	発行の行,公			
	開会社・通常			
	の株式の発行			
	等の列			
217	19 行目	【4項読替え】	【6項読替え】	2013. 03. 14
217	23 行目	【5項読替え】	【 <mark>7</mark> 項読替え】	2013. 03. 14

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
568	表<一方的商 行為と双方的 商行為> 2列3~6行 目	商行為に 適用され る規定 (507) たは当事者 の一方ま の一方ま の一方ま が商ること を要しな い規定) (508)	当事者 のがである 場合 の 規定 当事のがであるの 場合 の あるの 場合 の の 規定 の が で あるの 場合 の の 規定 の の 規定 の の 規定 の の 表 に の の 表 に の の 表 の の も の の も の の も の の も の の も の の も の の も の の も の も の の も の も の も の も の も の の も の も の で も の で も の で も の で も の で も で で で で	2013. 02. 12
81	下から2行目	株会社	株式会社	2013. 01. 30
140	下から 11 行目	期日を定めた場合当該期日	期日を定めた場合 当該期日	2013. 01. 30
643	4行目	Ⅱ 裏書人は新なる裏書を禁ずることを得此の場合に於ては		2013. 01. 24
316	12 行目	IV 第 336 条第1項から第 3項までの…	IV 第 346 条第1項から第 3項までの…	2012. 12. 12

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
97	下から	IV 前項の譲渡等承認請求	IV 前項の譲渡等承認請求	2012. 12. 08
	2行目	者が同項期内に…	者が同項の期間内に…	
101	下から	…絡先にあてて発すれば足	…絡先)にあてて発すれば足	2012. 12. 08
	1行目	りる。	りる。	
142	17 行目	V 募集事項、第1項の募集	V 募集事項は、第1項の募	2012. 11. 21
		ごとに…	集ごとに…	
204	下から	(規 66 I ③参照)。	(規 66 I ② 参照)。	2012. 11. 21
	1行目			
123	下から	・・・存在を前提とする権利	・・・存在を前提とする権利	2012. 08. 20
	7行目	(株主提案権(303)等)、責	(株主提案権(303)等)は	
		任追及等の訴え (847) は認	認められない。	
		められない。		
202	8 行目	当該種の種類株主全員の同	当該種 <mark>類</mark> の種類株主全員の	2012. 08. 13
		意	同意	
22	6行目	2 制限能力者や法人も発	2 制限行為能力者や法人	2012. 04. 24
		人になることができる。	も発 <mark>起</mark> 人になることができ	
			る。	
26	3行目	募集設立の合も、	募集設立の <mark>場</mark> 合も、	2012. 04. 24
60	下から	に報告することとされ <mark>い</mark> 。	に報告することとされ てい	2012. 04. 24
	13 行目		る 。	
626	2行目	同履行関係	同 <mark>時</mark> 履行関係	2012. 04. 24
628	3行目	手形交付契約が 凍結 され、	手形交付契約が <mark>締結</mark> され、	2012. 04. 24
213	下から	342 6 • 343 4	342 <mark>VI • 343 V</mark>	2012. 03. 19
	2行目			

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
211	<同一会社間における	0	× (337111①、公認会	2012. 02. 15
	兼任・兼職禁止>の図		計士 24)	
	表中2行目「監査役」、			
	5列目「会計監査人」			
	の欄			
211	<同一会社間における	0	× (337111①、公認会	2012. 02. 15
	兼任・兼職禁止>の図		計士 24)	
	表中2行目「監査役」、			
	5列目「会計監査人」			
	の欄			
211	<同一会社間における	0	― (委員会設置会社に	2012. 02. 15
	兼任・兼職禁止>の図		おいては監査役を設置	
	表中2行目「監査役」、		することができない	
	6列目「執行役」の欄		(3271V) ため、監査役	
			と執行役が同時に存在	
			することはない。)	
211	<親子会社間における	0	× (337111①、公認会	2012. 02. 15
	兼任・兼職禁止>の図		計士 24)	
	表中3行目「監査役」、			
	6列目「会計監査人」			
	の欄			
211	<親子会社間における	0	× (337111①、公認会	2012. 02. 15
	兼任・兼職禁止>の図		計士 24)	
	表中4行目「会計参			
	与」、6列目「会計監査			
	人」の欄			
194	図表中、「341」の行、「定	3分の1 <mark>以下</mark> を下限と	3分の1 <mark>以上</mark> を下限と	2012. 02. 09
	足数」の列			
	例外の本文1行目			

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
195	図表中、「特別決議	3分の1 <mark>以下</mark> を下限と	3分の1 <mark>以上</mark> を下限と	2012. 02. 09
	(309□)」の行、「定足			
	数」の列			
	例外の本文1行目			
550	5行目	形式的查主義	形式的審查主義	2012. 01. 17
555	下から 12 行目	商号使用の許諾を受け	商号使用の許諾を受け	2012. 01. 17
		た もの の営業や事業が	た者の営業や事業がそ	
		その許諾を受けた者	の許諾をした者	
590	6行目	匿名組合は、	匿名組合員は、	2012. 01. 17
611	590条《注釈》6行目	(1) 責任の範囲	(2) 責任の範囲	_
621	下から5行目	証券所持が負担する者	証券所持人が負担する	_
			者	
527	939条3項の4行目	定る	定 め る	2011. 12. 14
449	795条2項2号3行目	帳簿 <mark>額</mark>	帳簿 <mark>価額</mark>	2011. 12. 12
299	表<違法配当における	⇒§ 46 <mark>2</mark> 《注釈》	⇒§46 <mark>3</mark> 《注釈》	2011. 12. 11
	会社、株主及び会社債			
	権者の保護> 「会社			
	による責任追及」の行、			
	「株主に対する責任追			
	及」の列			
384	710条の下の趣旨2行目	社債債権者	社債権者	2011. 12. 11
384	710 条の下の趣旨 4 行	一層強している	一層強 <mark>化</mark> している	2011. 12. 11
	目			
403	749 条1項3号の3行	金銭の割当て	金銭等の割当て	2011. 12. 11
	目			
277	5 行目	② <mark>故意</mark> 又は重過失	② <mark>悪意</mark> 又は重過失	2011. 12. 10
276	4 行目	己のため	自己のため	2011. 12. 10
235	364条の3行目	代表す者	代表する者	2011. 12. 09
140	208条2項の4行目	現物 <mark>出財産</mark>	現物 出資財産	2011. 12. 08
149	227 条の 3 行目	効力が生ずる日、	効力が生ずる日 に 、	2011. 12. 08
124	189 条の下の注釈の1	単元 未株	単元 未満株式	2011. 12. 08
	行目			

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
167	269条1項の1行目	新株予権	新株 予約権	2011. 12. 08
38	上から24行目,42条の	規定により立時役員等	規定により <mark>設</mark> 立時役員	2011. 11. 08
	2行目		等	
122	上から 16 行目, 185 条	新たに込みを	新たに <mark>払</mark> 込みを	2011. 11. 08
	の2行目			
126	上から4行目,194条1	有する単元未株式の数	有する単元未満株式と	2011. 11. 08
	項の2行目	と併せて	併せて	
568	上から7行目,3一方的	取引の一方の当事にと	取引の一方の当事者に	2011. 11. 08
	商行為と双方的商行為	って	とって	
	の(1)一方的商行為			
95	138条2項ハの3行目	請求するとき、その旨	請求するとき <mark>は</mark> 、その	2011. 10. 07
			以日	
77	112条	監査役関る	監査役に関する	2011. 09. 28
80	下から1行目・第 117	株券と引換え	株券と引換えに	2011. 09. 28
	条6項			
89	一番下の行	取り扱わなければ <mark>なな</mark>	取り扱わなければなら	2011. 09. 28
			ない	
58	第 88 条	設立時取締役の選任、	設立時取締役の選任	2011. 09. 28
			は、	
7	第4条	本店所在地	本店 <mark>の</mark> 所在地	2011. 09. 17
95	第 139 条 I	取締役設置会社	取締役 <mark>会</mark> 設置会社	2011. 09. 15
122	第 186 条 III	第項各号に掲げる	第1項各号に掲げる	2011. 09. 15
221	349条4項	行為をする権限を	行為をする権限を	2011. 08. 20
		有る。	有する。	